

所論は、要するに、原判決は本条例が一般の公安条例と異なり、道路等における秩序の保持を直接の目的とする点で道路交通法七十七条と同一の趣旨、目的に出たものであり、したがって道路交通法の特別法の関係に立つものと解すべきところ、本条例五条が、許可条件違反の行為について道路交通法一九条一項三号の法定刑を加重する点で憲法三一条、九四条、地方自治法一四一条一項に違反すると判示した。しかし、原判決の右判断は法令の解釈を誤つたもので判決に影響が明らかである、というのである。

よつて検討するのに、現行の道路交通法が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ること（一条）を目的として制定され、その規制対象の中に、個人の行為のみならず、道路における集団行動をも含めており、とくに同法七十七条一項四号は、公安委員会が、道路における集団行動についても、警察署長の許可からしめることもできると規定し、同条三項は、右の場合の許可条件の付与を、一九条一項三号は違反行為に対する罰則を定めており、現に、右七条一項四号の委任に関し、秋田県道路交通法施行細則（昭和三九年秋田県公安委員会規則七号）一三条三号は、集団行進を警察署長の許可事項としており、道路における集団行動については、本条例による規制と道路交通法による規制が重複して行われるところ、両者の関係について、もし本条例が上位の規範たる道路交通法と同一の法益を保護するために設けられたもので、かかる意味において道路交通法と趣旨、目的を同一にするものであるならば、右法律と異なる公安委員会の不許可違反、許可条件違反を罰則の内容としても、刑罰を加重する理由に乏しいばかりでなく、そもそもの違反するといわなければならないことは当然である。原判決は、本条例が前文一項において、「この条例は現行取締に関する法令において規定を欠いている示威行進、示威運動について、一般の者が道路等を通行し又は使用する自由を奪われ又は妨げられることのないよう予め秩序を保つための規律を設けんとするものである。」と条例制定の目的を明らかにし、かつ本条例に道路交通等保全に関する条例という題名が付せられていることを根拠にして、本条例が道路等における一般交通の秩序の保持を目的とするものであるとし、そのことから本条例四一条一項、三項に規定する公共の安全ないし秩序の意義についても結局道路等における一般交通の安全ないし秩序という意味に限定して解することにより、本条例の趣旨、目的が道路交通法それと同一であると判断している。

〈要旨第二〉なるほど、一般にある法令がその前文等において制定の趣旨ないし目的を明示している場合、当該法令における各条項の解釈にあたり、これを充分尊重すべきことももちろんであるが、しかし、前文に明記された制定の趣旨と各条項の文言から看取される制定の趣旨が外観上一致しない場合において、単純に前文等の表現のみを根拠として具体的条項の通常の解釈から導き出される内容にことさらな限定を加えるが如き解釈はとうてい是認し難いものであつて、かかる場合においては、当該法令制定の背景、経過をも参酌して立法趣旨を探究すると共に、法令全体の諸規定を実質的有機的に考察したところから従い、可能な限り両者を統一して解釈すべきものであることはいふまでもない。以上の観点に立つて本条例制定の趣旨、目的をみるに、本条例は昭和二十四年八月二〇日の秋田県議会において可決成立し、同月二二日秋田県条例二五号をもつて公布され、即日施行されたものであるところ、その内容は、当時全国各地において占領軍の示唆に基づき、米国における条例等をも参照して制定されたいわゆる公安条例と比較しても、規制の対象を道路等における集団行動に限定し、これらの実施を公安委員会の事前の許可からしめると共に一定限度における不許可ないし条件付許可の裁量権を委任する点で異なるところはないから、これら公安条例との差異を強調する必然性はこれを見出し難いのみならず、そもそも、本条例制定当時道路交通取締法二六条一項四号が道路における行為のうち、警察署長の許可を要すべき行為を定める権限を都道府県知事に委任し、二項において警察署長が前項の許可に関し、危険防止及びその他の交通の安全のために必要な措置を命じうるとなし、同法二八条二号、二九条一号において、これらの違反行為に対する罰則を定め、昭和三年秋田県規則七号秋田県道路交通法取締規則三条六号は、右法二六条一項四号に関し、交通の妨害となり又は他の交通に危険を及ぼすような方法で道路を使用し又は通行することを規定しており、道路における集団行動も右規定による規制の対象となることは明らかであるから、本条例制定当時においても道路交通取締の見地からする規制は充分可能であつたのである。したがつて、右の如き背景のもとに制定された本条例の制定目的には単なる道路交通の取締以上のものがあつたことは明らかである。さらに進んで

威行進には、秋田県公安委員会からジグザグ行進を行なわないことなどの許可条件が付せられていたにもかかわらず、ほか約六〇名と共謀のうえ、同日（一）午後三時一七分頃、同市c b 2丁目d番e号付近車道上、（二）午後三時二〇分頃、同市c b 2丁目d 1番e 1号付近車道上、（三）午後三時二六分頃、同市f町d 2番e 2号交差点付近から同市a町b丁目d 3番e 3号付近に至る車道上、（四）午後三時三四分頃、同市a町b 3丁目d 4番e 4号付近車道上、（五）午後三時三五分頃、同市a町b 3丁目d 4番e 5号交差点付近から同市a町b 4丁目d 5番e 6号付近に至る車道上、（六）午後三時三八分頃、同市a町b 1丁目d 6番e 7号付近から同d 6番e 8号付近に至る車道上、（七）午後三時五七分頃、同市c b 5丁目d 7番e 9号付近車道上、（八）午後三時五九分頃、同市c b 5丁目d 8番e 10号から同d 9番e 11号に至る車道上、（九）午後四時一分頃、同市c b 5丁目d 9番e 12号付近から同d 10番e 13号付近に至る車道上

において、それぞれジグザグ行進を行ない、

二、被告人Aは、昭和四五年六月一三日、K会主催のもとに、L大学からMビル前交差点、Nデパート前、O郵便局前、P銀行Q店前、通称R橋、S銀行T前交差点、U交差点を経て八橋運動公園に向けて行なわれた集団示威行進に参加したものであるが、右集団示威行進には、前記公安委員会からジグザグ行進など一般公衆に対して迷惑をおよぼすような行為をしないことなどの許可条件が付せられていたにもかかわらず、ほか約四五名と共謀のうえ、同日午後二時三分頃から同六分頃までの間、秋田市c b 2丁目d 1番e 14号O郵便局前交差点から同市c b 6丁目d 11番e 15号付近の通称R橋に至るまでの車道上において、ジグザグ行進を行ない、

三、被告人らは、いずれも同月一八日、K会議主催のもとに、L大学からMビル前交差点、Nデパート前、O郵便局前、P銀行Q店前、通称R橋を経て同大学に向けて行なわれた集団示威行進に参加したものであるが、右集団行進には、前記公安委員会からジグザグ行進、フランス式デモなど一般公衆に対して迷惑をおよぼすような行為をしないことなどの許可条件が付せられていたにもかかわらず、ほか約二〇〇名と共謀のうえ、同日（一）午後三時五分頃から同七分頃までの間、同市c b 5丁目d 12番e 16号Mビル前交差点およびその付近の車道上においてジグザグ行進を、（二）午後三時七分頃から同一〇分頃までの間、同市c b 5丁目d 13番e 17号旧V検察庁付近から同市c b 2丁目d番e号Wデパート付近に至る車道上において、フランス式デモを、（三）午後三時一〇分頃から同一四分頃までの間、前記Wデパート付近から同市c b 2丁目d 1番e 1号Nデパート付近に至る車道上において、ジグザグ行進を、（四）午後三時一七分頃から同一九分頃までの間、同市c b 2丁目d 1番e 14号O郵便局前交差点付近から同市c b 6丁目d 11番e 18号X帽子店付近に至る車道上において、ジグザグ行進を、（五）午後三時二〇分頃から同二一分頃までの間、同市c b 6丁目d 11番e 15号P銀行Q店前交差点およびその付近の車道上において、ジグザグ行進を、それぞれ行ない、

もつて、前記各許可条件に違反したものである。

（証拠の標目）（省略）

（法令の適用）

被告人Aの判示一、二、および被告人らの判示三、の各所為はいずれも刑法六〇条、昭和二四年秋田県条例二五号道路交通等保全に関する条例五条、四条三項に該当する（判示一、三の各所為はそれぞれ包括して）ところ、所定刑中いずれも罰金刑を選択し、被告人Aにつき以上は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四八条二項により各罪につき定めた罰金の合算額以下において同被告人を罰金五万円に処し、その余の被告人については所定罰金額の範囲内いずれも罰金三万円に処し、同法一八条により被告人らにおいて右罰金を完納することができないときは金一、〇〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置し、原審ならびに当審における訴訟費用については刑訴法一八一条一項但書を適用して、被告人らにはいずれもこれを負担させないこととする。なお弁護人らは判示各事実がいずれも可罰的違法性を欠く旨主張するが、右の主張は、本件各構成要件の内容たる許可条件を縮小解釈したうえ、各判示事実の構成要件該当性を否定しようとするものであるから、同法三三五条の二項の主張にはあたらないし、被告人Aの弁護人は判示一、の所為につきかりに構成要件該当性が認められるとしても違法性がない旨主張するけれども、原審認定の事実によれば右所為がいかなる目的に出たものであれ、手段、方法において相当性の限界を越えることが明らかであるから、右の主張は採用しない。

よつて主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 太中茂 裁判官 小泉祐康 裁判官 上田誠治)